



浅田神楽保存会 会員募集



伝統民俗芸能を後世に繋げましょう！
浅田神楽保存会は区の祭事に参加しております。

主な活動内容

夏祭り：神楽奉納・提灯行列

秋祭り：神楽奉納

小学4年生以上で浅田区民の方であればご参加可能です。

練習時のご見学も可能です。ご興味のある方、お気軽にご相談ください。

練習内容：笛もしくは太鼓の演奏となります。

会費：無料

練習日：第1・第4土曜日
午前10時～ ※1時間程度

練習場所：八劔社祭事庫

募集期間：2023年12月末まで



【お申し込み先】

浅田区民会館 TEL 052-803-1011

浅田神楽保存会 会長 鈴村 すま子 TEL052-801-9207
携帯 090-3939-8685

日進市の赤い羽根共同募金



令和4年度
日進市の募金実績額

5,434,519円

みなさまからお寄せいただいた寄付金は・・・

●日進市を良くする活動に
約67% (3,599,519円)

●愛知県内の福祉施設の整備や団体の事業などに
約33% (1,835,000円)

が役立てられます。

日進市内で集められた共同募金によって行われている事業を一部ご紹介します。

地域福祉推進のために

- 地域福祉活動助成金 ●つどいの場助成
- 社会福祉協議会 広報紙「福祉だより」発行

高齢者のために

- 金婚・ダイヤモンド婚・プラチナ婚を祝う会

子どもたちのために

- 福祉協力校・福祉実践教室 (写真：実践教室)
- 子育て家庭向け事業 ●子ども会活動助成
- 赤い羽根作品コンクール



歳末たすけあいに

- 生活困窮者支援 (写真：食料支援)
- 老人クラブ友愛訪問 ●サンタ・鬼ボランティア
- 災害ボランティア活動用備品



「募金ができる自動販売機」設置のご案内

飲み物を購入すると、その売り上げの一部が共同募金に寄付されます。いつでも、誰でも、赤い羽根共同募金を通じて、社会貢献していただける自動販売機です。

「募金箱」を設置していただける店舗を募集しています。

お店のレジ近くや窓口に募金箱を設置し、共同募金への協力を広く呼びかけることで、「じぶんの町を良くする」活動を支援してください。募金箱は無料で提供いたします。

大口寄付者名 (敬称略)

30万円以上

三幸土木株式会社

10万円以上

山東株式会社



中央福祉センターに
「くるくる募金箱」
「ガチャで募金」を設置
しております。
楽しみながら募金に
ご協力をお願いします！

本年もみなさまからのあたたかいご協力をお願いいたします。

日進市共同募金委員会

〒470-0122 日進市蟹甲町中島22番地 (日進市中央福祉センター内)

TEL(0561)73-4885 FAX(0561)73-4954 Email: info@nisshin-shakyo.or.jp



日進市の寄付や使いみちを
見るができます



赤い羽根共同募金

赤い羽根は共同募金のシンボルです。昔、赤い羽根が「善い行い」や「勇気」の象徴とされてきたことによると言われています。

共同募金とは

赤い羽根共同募金は、戦後間もない昭和 22(1947)年に、「国民たすけあい運動」として始まり、今年で 77 回目を迎えます。当初、戦後復興の一助として、戦争で打撃を受けた福祉施設を中心に支援が行われ、その後、社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、民間の社会福祉の推進のために活用されてきました。

そして、社会が大きく変化した現在、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援するしくみとして、また、やさしさや思いやりを届ける運動として、毎年 10 月 1 日から全国一斉に行われます。

共同募金のしくみ

愛知県で集められた募金は、愛知県内の福祉活動に活用されています

募金活動へのご協力・ご寄付

県民のみなさま

地域福祉サービスの提供

戸別・街頭・法人・
学校・職域募金など

募金

支援

社会福祉施設・団体への支援
福祉教育、子ども会活動への支援
地域課題解決のための支援など

市区町村
共同募金委員会

市区町村
社会福祉協議会

送付

全額を送付
翌年度配分

配分

市区町村を越えた
福祉活動への支援
県内の社会福祉施設・
団体への支援など
災害復興支援

募金

愛知県共同募金会

配分

「じぶんの町を良くするしくみ」赤い羽根共同募金にご協力をお願いします。

インターネットからもご寄付いただけます

- 中央共同募金会が運用するネット決済システムにより、クレジットカードやコンビニなどからも寄付ができます。
- 県や市区町村を指定しての寄付もできます。

ふるさとサポート募金

検索



共同募金会は、税制上、国・地方公共団体と同じように、寄付に対する『優遇措置の対象団体』になっています。

税制上の優遇措置が講じられているのは、共同募金会の行う事業が社会福祉法によって位置づけられた運動であり、共同募金による配分が社会福祉の増進に貢献していると、社会的評価を得ているためです。



趣意書

愛知縣護國神社は、明治維新以来先の大戦までの、郷土の平和と繁栄を願いつつ、国民の身代りとして、国に殉じられた愛知県ゆかりの御英霊九万三千余柱を護國の大神としてお祀りし、愛知県民を災禍から守って下さる守護神とも申すべき神社であります。

同神社では、祭祀及び境内の修復管理等年間多大の経費を要しますが、その財源に乏しく、県民皆様のご支援を俟つものであり、このため、去る昭和四十四年同神社御鎮座百年を機に、当奉賛会を結成し、県民の皆様方に「年に一度は必ず参拝する」お心組で、年々『お初穂料』のご奉納をお願いしてまいりました。

お寄せいただきましたご浄財は、同神社の維持経営並びに後世へ平和の尊さを伝えるべく、文化伝統継承の基盤を固めたいと存じます。

何卒、お心の籠もったご浄財をお寄せいただきますよう、お願い申し上げます。

愛知縣護國神社奉賛会

〒四六〇〇〇〇一 名古屋市中区三の丸一丁目七番三号

電話 〇五二―二〇一―八〇七八

FAX 〇五二―二二一―八七九八

<http://www.aichi-gokoku.or.jp>